

公益社団法人日本射線腫瘍学会 名誉会員推薦基準 (内規)

(目的)

第 1 条 定款施行細則(以下「細則」という)に定める名誉会員の推薦基準、会費、並びに推薦に関わる事項等を定める。

(基準)

第 2 条 事業年度末時点で 70 歳以上の会員で、次のいずれかにより本学会の発展に貢献した者を推薦することができる。

- (1) 本学会の理事長または大会長経験者
 - (2) 理事または監事を通算 6 年以上務めた者
 - (3) 代議員を務めた年数および理事または監事を務めた年数に 2 を乗じて合算した年数が 14 年以上の者
- 2 会員歴、年齢に関わらず本学会の発展に多大な貢献をした外国籍の研究者を推薦することができる

(特典)

第 3 条 細則第 5 条に定める年会費免除の他、次の特典が与えられる。

- (1) 学術大会参加費の免除

(推薦)

第 4 条 推薦は次の手続きで行う。

- (1) 賞等推薦委員会は推薦理由を記した推薦書とともに、推薦候補者を理事会に答申する。
- (2) 理事会は推薦候補者を決定し、社員総会に推薦する。
- (3) 社員総会は推薦候補者を決定する。

第 5 条 この内規は、理事会の承認を得た上で改正できる。

附 則(経過措置)

システム研究会の経歴を加算することができる。

理事長とあるのは、2008 年 12 月 14 日以前については会長 と読み替える。

代議員とあるのは、2008 年 12 月 14 日以前については評議員 と読み替える。

この内規は 2012 年 10 月 22 日から施行する。

2013 年 4 月 1 日一部改訂

2018 年 8 月 18 日一部改訂